

資料 5

がん登録等の推進に関する法律について

がん登録等の推進に関する法律について

◇成立

- ・ 第185回臨時国会の議決により成立
- ・ 平成25年12月13日公布

◇施行日

- ・ 平成28年1月1日（平成26年政令第259号）

◇目的

- ①がん医療の質の向上、国民に対するがん予防についての情報提供の充実、その他がん対策を科学的知見に基づき実施する
- ②登録情報を利用した、がんに係る調査研究を推進し、がん対策の一層の充実を図る

法律における政省令への委任事項①

条文	区分	内容	国の対応状況
第2条	政令	登録の対象となる「がん」の定義	政省令(案)へのパブリックコメント実施 【期間】 H26.12.25 ~ H27. 1.23 まで ↓ 現在、年度内の政省令交付に向け調整中。
第5条	省令	全国がん登録データベースに登録する情報	
第6条	省令	医療機関からの届出項目及び届出の期限	
		診療所の指定手続き	
第10条	省令	届出医療機関に対して照会可能な項目	
第11条	省令	死亡者情報票(市町村作成)の記載項目	
第13条	省令	死亡者情報票を作成した市町村に対して照会可能な項目	
第14条	省令	遡り調査実施にあたり国から都道府県に対して通知する項目	
第15条	政令	全国がん登録情報の保存期間と保存期間満了後の匿名化処理の期限	
	政令	政省令等を検討する審議会の設置	
			(平成26年政令第260号)厚生科学審議会を設置

法律における政省令への委任事項②

条文	区分	内容	国の対応状況
第17条	省令	国が全国がん登録データを提供できる機関	政省令(案)へのパブリックコメント実施【期間】 H26.12.25 ~ H27. 1.23 まで ↓ 現在、年度内の政省令交付に向け調整中。
第20条	省令	都道府県が届出医療機関からの請求に応じて提供可能なデータ項目	
第22条	政令	都道府県がんデータ(=平成27年12月までの地域がん登録データ)の提供者として認められる者	
第24条	政令	都道府県知事の権限及び事務の受任者として認められる者	
第27条	政令	国等が全国がん登録情報等を保有できる機関の上限	
附則第2条	政令	法整備前に開始された、がん登録データを利用したがんに係る調査研究のうち、被登録者本人の同意が不要なものの指定	
附則第1条	政令	法律の施行期日	

法施行に向けた国の想定スケジュール①

<平成26年>

6月 ・ 政省令に基づく審議会（＝厚生科学審議会）の設置

7月～11月 ・ 審議会における政省令（案）及び実務マニュアル等に関する検討

12月 ・ 医療機関及び医師向けの説明の実施
（地域がん登録全国協議会シンポジウム）
・ 政省令（案）についてのパブリックコメント実施
（H26.12.25～H27.1.23）

<平成27年>

2月～3月頃 ・ 政省令の決定、公布
・ 都道府県行政担当者向け説明会の実施

法施行に向けた国の想定スケジュール②

＜平成27年＞

3月 ・ 病院等への全国がん登録マニュアル配布

4月 ・ 厚生労働省令に従った、指定診療所申請手続き開始【各県】
⇒本県では、過去の届出実績等をもとに指定が必要な診療所について判断し、順次指定手続きを行う予定

・ 都道府県における審議会の構成準備開始【各県】
⇒本県では、青森県生活習慣病検診管理指導協議会を審議会として位置づける予定

4～12月 ・ 都道府県向け説明会開始
・ 医療機関向け説明会開催【各県】
⇒本県では、医療機関の事務担当者を対象とした研修会を3地区程度で開催予定

法施行に向けた国の想定スケジュール③

<平成27年>

- 6月 ・ がん登録データ利用・提供ガイドラインの公表
- ・ 個人情報保護・安全管理措置ガイドラインの公表
- ・ 全国がん登録用回線工事【各県】

⇒本県では弘前大学に登録作業を委託する予定のため、同大学内において回線工事を実施予定。

- 9月 ・ 全国がん登録データベースシステム用端末設置

⇒本県では弘前大学に端末を設置予定

- ・ 地域がん登録データ（H27年12月分まで）を国の都道府県がんデータベースシステムに移行

⇒弘前大学に設置予定の全国がん登録用端末で、データの閲覧・更新が可能

法施行に向けた国の想定スケジュール④

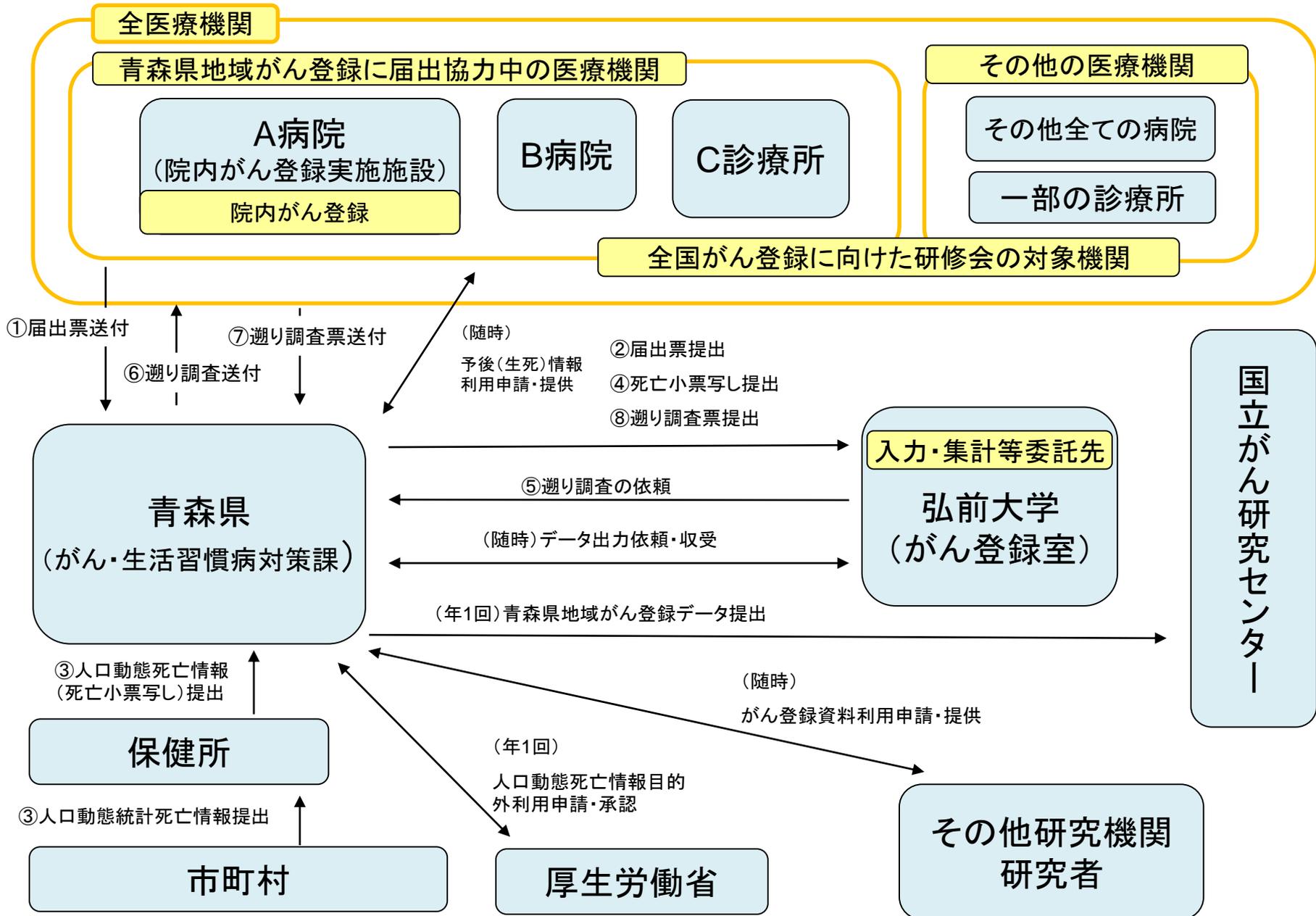
<平成27年>

- 9～10月頃
 - ・ 全国がん登録用届出票様式の都道府県への配布
 - ・ 届出票様式の医療機関への配布【各県】
- ⇒本県でも国から届出票が送付され次第、各医療機関に配布する予定

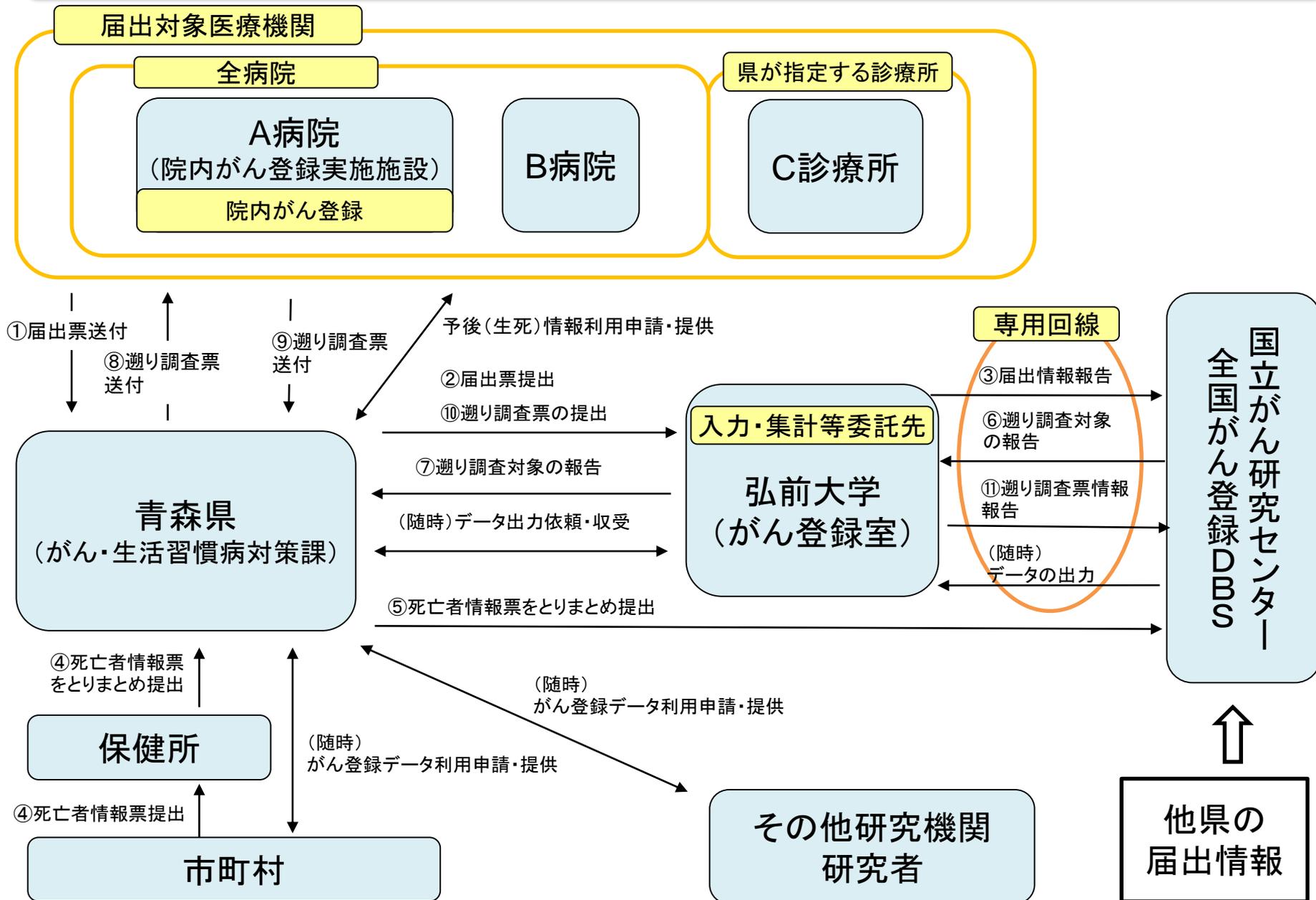
<平成28年>

- 1月
 - ・ がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録開始

青森県地域がん登録フロー図(平成27年12月まで)



全国がん登録フロー図(案) (平成28年1月1日～)



対象医療機関

◇対象医療機関（法第2条）

全病院・・・義務

診療所・・・手上げ方式

◇診療所の指定について（省令案）

- ・厚生労働省の定める基準に従い、開設者の同意を得て都道府県知事が指定を行う。

- ・国では平成27年4月1日からの指定開始を想定

⇒本県でも過去のデータや治療実績等をもとに、順次指定作業を行う予定。

がんの定義・医療機関からの届出

◇がんの定義（法第2条・政令案）

- ・「がん」＝ 悪性新生物及び上皮内がん（※以下は除外）

※・髄膜、脳、脊髄、脳神経及び中枢神経系のその他の部位に発生した腫瘍
・消化管間質腫瘍 ・一部の卵巣腫瘍

◇届出義務の発生時期（法第6条）

- ・原発性のがんについて当該施設において初回診断が行われたとき。
（転移又は再発の段階で当該施設において初回診断が行われた場合も含む）

◇届出の期限（法第6条・省令案）

- ・根拠となる検査を実施した日（当該施設よりも前に他施設でがんの診断を受けている場合には、当該施設を受診した日）からその翌年末まで

届出項目

◇届出項目（法第6条・省令案）

- ①当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所
- ②当該病院等の所在地及び管理者の氏名
- ③病院等が初回の診断を行う根拠となった検査を実施した日
（当該病院よりも前に他の病院でがんの診断を受けている場合には、当該病院を受診した日）
- ④病院等ががん罹患者を識別するために当該者に付した番号
- ⑤病院等におけるがんに係る診断根拠となった診断方法
- ⑥病院等が治療を行ったがんについて、当該病院等よりも前に当該がんの治療を行った病院の有無
- ⑦がんの原発部位（測性を含む）、腫瘍の形態及び性状
- ⑧病院等において治療前及び手術後に診断されたがんの進行度
- ⑨がん検診、健康診査（がん検診除く）、がん以外の疾病の経過観察、死体の解剖その他のうちのがんの発見経緯となったもの
- ⑩外科手術、鏡視下手術、内視鏡を用いた手術、放射線治療、化学療法、内分泌療法及びその他の治療のうち当該がんの治療のため行われたもの
- ⑪（当該がんに罹患した者の死亡を確認した場合の）死亡日

届出票

◇全国がん登録届出票の項目数

- ・全26項目（法第6条・省令案に準拠）

<補足>

◇青森県悪性新生物患者届出票の項目数

- ・全25項目

（資料4-3「全国がん登録届出票と青森県悪性新生物患者届出票の対照表」参照）

【届出票の相違点】

- ・全国がん登録届出票には、フリガナや治療施設に関する項目の追加等が見られるものの、現在の青森県悪性新生物患者届出票の項目から大きな変化はない予定

届出勧告・罰則

◇届出勧告（法第7条）

- ・ 都道府県知事は、病院の管理者が届出を行っていない場合、がんの罹患、診療、転記等の状況を把握するために特に必要があるときには、管理者に対して、期限を定め、届出勧告を行うことができる。

◇罰則（法第7条）

- ・ 都道府県知事は、届出勧告を受けた病院の管理者が期限内に届出を行わなかった場合には、その旨を公表することができる。

死亡者情報票の提出・遡り調査

◇死亡者情報票の提出（法第11条・省令案）

- ・市町村は人口動態調査令施行規則第6条に基づく事項（死亡者の氏名、性別、生年月日、死亡時の住所、死亡の日、死亡原因等）について死亡者情報票を作成し、保健所の長に提出しなければならない。
- ・保健所の長は都道府県知事に、都道府県知事は厚生労働大臣に、それぞれ死亡者情報票を提出しなければならない。

◇遡り調査（法第14条・省令案）

- ・死亡者情報票により新たに発見された症例については、死亡診断を行った医療機関（医師）の所在地の都道府県知事に対し、死亡診断書の作成に係る病院等その他の施設の所在地又は医師の住所等を通知する。
- ・通知を受けた都道府県知事は対象の医療機関に追加情報の提出を依頼する。

データの利用・提供

◇医療機関への提供（第20条）

- ・ 都道府県知事は、医療機関の管理者から、当該機関から提出のあったがん登録データに係る予後情報の提供を求められたときは、全国がん登録データベースを用いて提供を行わなければならない。

- ※1 その他、都道府県知事による利用や、市町村・研究者へのデータの提供に係る規定もあるが、平成27年6月頃にデータの利用・提供に関するガイドラインが示される予定。
- ※2 データの提供に関しては、都道府県が設置する審議会等の合議制の機関での承認が必要となるが、本県のように既存のがん登録資料の利用審査を行う機関がある場合、その機関を法律で定める合議制の機関として扱っても差し支えないこととして、国においてガイドラインを検討中とのこと。

本県における法施行にむけた準備

①全国がん登録制度の概要に関する医療機関向けの説明会開催

※政省令の公布後に国が実施予定の都道府県行政担当者向け説明会の内容を踏まえた上での開催を予定。（H26年度中を予定）

○対象者：各病院の事務部門の責任者

②全国がん登録制度における、届出票の記載・提出方法に関する実務者向けの研修会の開催（H27年度）

○対象者：各医療機関の事務担当者

※3地区程度での実施を予定